

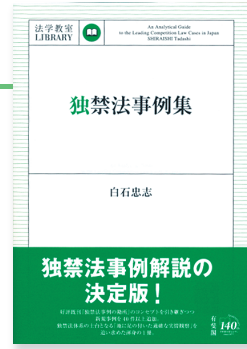
独禁法事例集

白石忠志

2017年12月発売 / 658頁 / 本体5200円+税
A5判 / 並製



詳細を見る



編集
担当者
から

法学教室連載を単行本化した『独禁法事例の勘所〔初版〕』《あとがき》には「事例のなかには、とても重要な体系的含意を持ちながら、それを引き出すには入り組んだ事実関係や判旨を丁寧に解きほぐさなければならない、というものがいくつもあ。しかし、そうだからといって、特定事例の細かな裏まで体系的書物に長々と書き込むのも、甚だバランスを欠いている。ところが、そこまではいかないちょっとした読解ヒント（つまり勘所）が必要な事例というもの、実は多くある」とあります。独禁法事例の読み解きに苦しむあなたは「く、下さい。読解ヒント……」と呟かれたはず。その呟きに本書はお応えします。ただ『独禁法事例の勘所』のコンセプトそのままの本書ですが、収録事例が100件を超え、大幅な増頁となったことから「事例集」の側面を明確に打ち出すこととし、『独禁法事例集』と書名変更しています。ご注意の上、お買い求め下さい。（亀井）

Point!

P

事例満載、読解ヒント満載、あとは正しく理解するだけ！

東京高判平成28年4月13日【フロン管MT映像ディスプレイ等】

東京高判平成28年4月13日・平成27年（行ケ）第38号
（フロン管 MT 映像ディスプレイ等）

I 事例の概要

(1) 事実と争点

フロン管の最低目標価格等を設定する旨の合意が行われた（「本件合意」）。本件合意に参加したのは、フロン管の製造販売を行う東南アジア所在の複数の会社と、それぞれの親会社等である、5組の企業グループが本件合意に参加していた。

本件合意の対象となったフロン管は、東南アジア所在の合意参加者から、東南アジアでフロン管テレビを製造する東南アジア所在の会社（「現地製造子会社等」）に供給された。それらの会社の親会社またはそれに類似する立場にある会社（5社）は日本に所在している（「我が国フロン管テレビ製造販売業者」）。「我が国フロン管テレビ製造販売業者」という略語は本件審決・判決が用いたものであるが、本件に関係する範囲では、我が国フロン管テレビ製造販売業者はテレビを製造していない。

本件フロン管の取引については、我が国フロン管テレビ製造販売業者が、供給側各グループの親会社等のうち1または複数を選定して、価格を含む取引条件を交渉していた。我が国フロン管テレビ製造販売業者は、交渉によって決定した価格等の取引条件に沿った購入を現地製造子会社等に指示して、本件フロン管を購入させていた。

そのような事実において、本件合意が日本独禁法に違反するかが争点となった。

本件審決・判決のいずれにおいても、本件フロン管またはそれを組み立てたフロン管テレビが日本に流入したか否かは、本件合意を日本独禁法違反とする理由付けにおいて問題とされていない。すなわち、フロン管そのものの取引について、我が国フロン管テレビ製造販売業者を日本独禁法上の需要者とみなすことができるかが争点となっている。

この因は、本件の基本構造をつかむためのものであり、企業グループなどは簡略化している。「A社親会社」に相当するMT映像ディスプレイは日本に所在しているが、そのことは本件の本質には関係がないので、簡略な図とすることを優先している。

(2) 命令・審決・判決

本件合意について、公取委は日本独禁法違反であるとして排除措置命令・課金納付命令をした（公取委命令平成21年10月7日（フロン管）、公取委命令平成22年2月12日（フロン管課金命令SDIマレーシア等））。一部命令名宛人が審判請求をした。審判手続は、MT映像ディスプレイ等（親会社全て）、サムスンSDI（韓国親会社）、サムスンSDIマレーシア等の3件に分かれた。公取委は、平成27年5月22日、本件合意は日本の独禁法に違反する旨の3件の審決をし、やはり日本独禁法違反であるとした（公取委審判解決平成27年5月22日【フロン管MT映像ディスプレイ等】など）。ただし、排除措置命令は、その必要性がないとして取り消されて違反宣言審決となった（平成25年改正前66条4項）。課金納付命令はそのまま是認された。

3件の審決のいずれについても取消訴訟が提起された（違反宣言審決の取消訴訟にも行論決9条の「法律上の利益」はあると考えられる（本書365頁））。第

968

969